

琴浦町森林整備計画 (第2回変更)

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 樹立年月日 | 平成31年 | 3月15日 |
| 変更年月日 (第1回) | 令和4年 | 3月18日 |
| 変更年月日 (第2回) | 令和5年 | 5月24日 |

| | | | | |
|------|---|-------|-------|----|
| 計画期間 | 自 | 平成31年 | 4月 | 1日 |
| | 至 | 令和11年 | 3月31日 | |

鳥取県琴浦町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

【別表1】【別表2】【別表3】【別表4】

■附属資料

琴浦町森林整備計画概要図

林道位置図

区域図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 自然的条件

本町は鳥取県のほぼ中央に位置し、東西約 15.2 km、南北 18.5 kmで、日本海岸を底辺として、南部の山地を頂点で結ばれる三角形をしている。

気象条件は、平均気温 14.8℃、年間総降水量はおよそ 1,700 mmで、降水量が多い地域といえる。降雪期間は、12 月下旬から 3 月上旬で、平地部の積雪は比較的少ない。

(2) 森林・林業の現況と課題

本町の面積は 13,997ha であり、森林面積は 8,410ha で、総面積の約 60%を占めている。民有林面積は、6,568ha で、人工林の面積は 4,072ha で人工林率は約 62%と半数以上を占めており県平均人工林率を上回っているものの、今後、これらの森林の適正な施業を推進していく事が当面の緊急かつ重要な課題となっている。

しかしながら、最近の林業を取り巻く情勢は、依然として厳しく、木材需要・価格の低迷、松くい虫被害の発生、林業経営コストの上昇、林業従事者の高齢化・減少等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞している。そのため、林家の森林・林業に対する意欲は減退し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

コナラ・ミズナラ等のナラ類を中心に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が出てきており対策が必要となってきている。

また、竹林（モウソウチク）が里山の人工林や天然林、耕作放棄地等に拡大しており、造林地等での除伐・駆除、竹林皆伐によるクヌギ等の造林推進、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進が必要とされている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林の維持造成を推進することとする。

| 森林の有する機能 | 望ましい森林資源の姿 |
|---------------------|--|
| 水源涵（かん）養機能 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。 |
| 山地災害防止機能 ／土壌保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。 |
| 快適環境形成機能 | 樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。 |

| | |
|---------------|---|
| 保健・レクリエーション機能 | 自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 |
| 文化機能 | 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。 |
| 生物多様性保全機能 | 全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。 |
| 木材等生産機能 | 林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。 |

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

| 森林の区分 | 森林整備及び保全の基本方針 |
|-----------------|--|
| 水源涵（かん）養機能 | <p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p> |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | <p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p> |
| 快適環境形成機能 | <p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p> |
| 保健・レクリエーション機能 | <p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> |
| 文化機能 | <p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保有のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> |
| 生物多様性保全機能 | <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p> |
| 木材等生産機能 | <p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> |

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

これは、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である。

ただし、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度以上を目安とすること。

| 地 区 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|------|------------|------|
| | ス ギ | ヒノキ | マ ツ | その他針 | クヌギ コナラ | その他広 |
| 本町全体 | 40年 | 45年 | 35年 | 45年 | 10年 | 20年 |

注) マツとはアカマツ及びクロマツをいう。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知)、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引き」(令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知)を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(1) 皆伐

ア 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

イ 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増しているという現状を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

エ 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更

新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

| 樹種 | 生産目標 | 期待径級(cm) |
|-----|-------|----------|
| スギ | 心持ち柱材 | 18 |
| | 一般建築材 | 26 |
| | 造作材 | 34 |
| ヒノキ | 心持ち柱材 | 18 |
| | 一般建築材 | 26 |
| | 造作材 | 34 |
| マツ | 一般材 | 18 |
| | 梁桁材 | 28 |

(2) 択伐

ア 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

イ 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあつては40パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

(1) 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の林齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の林齢は、連年成長量が最大となる林齢を基準として、木材の利用が一般市場で活用される大きさになる林齢とする。

| 地 区 | 樹 種 | | | |
|------|-----|-----|-----|--------|
| | ス ギ | ヒノキ | マ ツ | その他針葉樹 |
| 本町全体 | 20年 | 25年 | 20年 | 25年 |

注) 下記の森林を除く。

ア 保安林、保安施設地内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地区内の森林であつて立木の伐採について、禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林。

イ 特用林及び自家用林。

ウ 樹種又は林相の改良が予定されている森林。

エ 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林。

オ 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林。

(2) 老齢林であるなどの理由により伐採を促進すべき林分の指針

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、木材生産の長期性にかんがみ、環境に適応し、諸害に十分耐えるもの、すなわち適地適木を原則とし、かつ将来の需要、経済性を勘案し、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、クヌギ、コナラ等の広葉樹を主として植栽する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既存の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合及び主要樹種以外を植栽する場合は、県の林業普及指導員又は町の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

| 地 域 | 樹 種 | 仕立ての方法 | 植栽本数 (本/ha) |
|-----|----------------------|--------|-------------|
| 琴浦町 | スギ ヒノキ マツ クヌギ コナラ | 中仕立て | 3,000 |
| | | 疎仕立て | 1,600～2,000 |

イ その他人工造林の方法

| 区 分 | 標準的な方法 |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | <p>植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。</p> <p>急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。</p> |
| 植付けの方法 | <p>複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽するものとする。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。</p> |
| 植栽の時期 | <p>苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては、苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては、苗木の生長が終わる頃に行う。</p> <p>気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。</p> |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては伐採後原則として2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、自然条件や社会的な要請等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等その他高木性の樹種を主体として、適確な更新を図るものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹 種 | 期待成立本数 |
|---|--|
| スギ、ヒノキ、マツ類、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等その他高木性の樹種 | 「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)に定める期待成立本数による |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区 分 | 標準的な方法 |
|------|--|
| 地表処理 | ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。 |
| 刈出し | 天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。 |
| 植込み | 天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植込みを行うものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。 |

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、琴浦町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植樹によりの確な更新を確保することとする。

(2) 植樹によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

人工造林に当たっては、木材生産の長期性にかんがみ、環境に適応し、諸害に十分耐えるもの、すなわち適地適木を原則とし、かつ将来の需要、経済性を勘案し、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、クヌギ、コナラ等の広葉樹を主として植栽する。

イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種は、自然条件や社会的な要請等を勘案して、次の樹種を主体として、適確な更新を図るものとする。

| | |
|-----------|--|
| 天然更新対象樹種 | スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ |
| ぼう芽更新可能樹種 | クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種 |

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県水産部林政課長通知）で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）を更新する。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

本町の森林資源は、間伐及び保育の施業を必要とする林分が人工林の多くを占めているが、林業生産活動の低迷により、適期施業がなされていないのが現状であり、林道等路網整備の推進、高性能機械の導入等により、効率化・低コスト化を図りながら間伐及び保育の施業を促進する必要がある。そのためには、町・林業普及指導員・森林組合相互の連携を図り、集落座談会等を通じて小規模で、かつ分散している要保育林分を団地及び計画化を推進する等、間伐及び保育の普及啓発、技術指導等に努める。

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行なうものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の剪定方法その他必要な事項を定めること。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齡級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意する。

高齢級間伐（7齡級以上の間伐）について、既往の長期伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種 | 施業体系 | 間伐時期(年) | | | | 間伐の方法 |
|-----|------|---------|-------|-------|-------|----------------------|
| | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | |
| スギ | 大径材 | 15~20 | 25~30 | 35~45 | 50~60 | 原則としてスギ林分密度管理図を利用する |
| | 一般材 | 15~20 | 25~35 | | | |
| ヒノキ | 大径材 | 15~20 | 25~30 | 40~50 | 60~70 | 原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する |
| | 一般材 | 15~20 | 25~35 | | | |

(注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法により実施するものとする。

| 樹種 | 保育の種類 | 実施林齢 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|-------|-------|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16~20 | 21~25 | 26~30 |
| スギ ヒノキ | 下刈 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | | | | | |
| | つる切り | | | | | | | ← | △ | → | | ← | △ | → | | | | | |
| | 除伐 | | | | | | | | | ← | ○ | → | | | ← | △ | → | | |
| | 雪起こし | ← | | | | | | △ | | | | | | | | | → | | |
| | 枝打ち | | | | | | | | | | | | ← | | ○ | | → | ← | △ |

(注) △は必要に応じて実行する。

【標準的な方法】

下刈り：植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。

つる切り：下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。

除伐：造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なもの保存を考慮することとする。実施時期は、4～12月頃を目安とする。

雪起：根曲がり防止のため、融雪後4月～5月頃までに根曲がりの状況によって実施する。

枝打ち：病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め優良材を得るため、必要に応じて行う。実施期間は、樹木の生長休止期の11月下旬～3月上旬頃とする。

- 3 その他必要な事項
該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養維持増進森林という。）

ア 区域の設定

水源涵（かん）養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺地域の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林など水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、この森林の区域については、別表2に定める。

| 区 域 | 樹 種 | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|------|------------|------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他針 | クヌギ コナラ | その他広 |
| 水源涵（かん）養機能森林 | 50年 | 55年 | 45年 | 55年 | 20年 | 30年 |

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき樹木、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林を別表1のとおり定める。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境機能維持増進森林という。）

潮害防備保安林、防風保安林や県民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林を別表1のとおり定める。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健機能維持増進森林という。）

保健保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林を別表1のとおり定める。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、森林の区域については、別表2に定める。

| 区 域 | 樹 種 | | | | | |
|---|-----|-----|-----|------|------------|------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他針 | クヌギ コナラ | その他広 |
| 山地災害/土壌 保全機能維持増 進森林、快適環 境機能維持増進 森林、保健機能 維持増進森林 | 64年 | 72年 | 56年 | 72年 | 16年 | 32年 |

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、木材生産機能維持増進森林という。）の区域内及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とし、また、「木材生産機能維持増進森林」のうち、緩傾斜かつ林道等の距離が近いなど、施業の効率性が徳

に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として、別表1に定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

該当無し

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあっては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理することにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組むものに対する森林の経営の受託等に必要の情報提供、助言及びあっせんを努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項その他必要な事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

- 5 その他必要な事項
該当無し

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、町、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合等の林業事業体との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

- 4 その他必要な事項
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準・作業システム・作業路網整備等とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林班ごとに傾斜、地質、路網整備の状況等を勘察し、木材生産機能、人工林の分布状況から判断し、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

(単位 m/ha)

| 区分 | 作業システム | 路網密度 | | |
|---------------------|---------------|-------|--------|---------|
| | | 基幹路網 | 細部路網 | 全体 |
| 緩傾斜地 (0° ~15°) | 車両系 作業システム | 35~50 | 65~200 | 100~250 |
| 中傾斜地 (15° ~30°) | 車両系 作業システム | 25~40 | 50~160 | 75~200 |
| | 架線系 作業システム | | 0~35 | 25~75 |
| 急傾斜地 (30° ~35°) | 車両系 作業システム | 15~25 | 45~125 | 60~150 |
| | 架線系 作業システム | | 0~25 | 15~50 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 作業システム | 5~15 | — | 5~15 |

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当無し

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る事項

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達)及び鳥取県林業専用道作設指針(平成23年3月31日第201000207814号)に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘察して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備(路網改良を含む。)を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

別表3のとおり

ウ 基幹路網の維持に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付林整整第885号林野庁長官通

知)、民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針(平成23年3月31日第201000207814号)及び鳥取県森林作業道作設指針(平成23年3月31日第201000193342号)に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県林業専用道作設指針(平成23年3月31日第201000207814号)及び鳥取県森林作業道作設指針(平成23年3月31日第201000193342号)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適性に管理する。

4 その他必要な事項

該当無し

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の育成を図るためには、林業労働者の安全と福祉の向上が大切である。そのためには、雇用関係の近代化、就労の安定化、共済年金、年末一時金制度、社会保険制度等への加入、労働安全衛生の確保等諸施策を行うと共に、労働者自らの講習会・研修会及び健康診断等の参加による安全教育の向上と健康管理に努める。

(2) 林業後継者等の育成

地域林業の総合的発展と進行を図るためには、林業従事者の幅広い組織化を図る必要がある。町・森林組合等の林業事業体は、県の林業普及体制と連携を密にしながら各集落・林業関係団体・農協等への啓発普及を行い林業への関心を高揚して組織化を促進して、農林業が一体となって後継者の確保並びに労務体制確立を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 本町の森林は資源が熟成しつつあるが、所有規模の小さい森林所有者が多い。また、林業事業体は零細であり、林業従事者の労働条件は悪く、機械化による省力化が進んでいない。このため、今後素材等の生産性向上及び重労働作業の軽減及び労働安全の改善を図るため、効率的な機械作業システムの導入を推進すると共に機械化についての啓発普及の推進を行う。

(2) 本町の森林資源の状況から、高性能機械を導入する場合は、単独で行わず、天神川流域が一体となった広域エリアにおいて導入し、共同利用していくものとする。

(3) 鳥取県中部森林組合及び素材生産業者が組織する協業体が一体となり、生産性の向上と労働強度の軽減及び労働安全衛生の改善を図るとともに、事業量の安定的な確保を図っていくように努める。あわせて、各種研修制度を活用し高性能林業機械オペレーターの養成を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

| 施設の 種類 | 現 状 (参 考) | | | 計 画 | | | 備考 |
|--------------|-----------|------------|----------------|-----|-----|------|----|
| | 位置 | 規 模 | 対図番号 | 位置 | 規 模 | 対図番号 | |
| 施設の 種類 | 法万 | 素材加工製材所 | △ ₁ | な | し | | |
| | 松谷 | 素材加工所 | △ ₂ | な | し | | |
| しいたけ 生産施設 | 大杉 | ハウス施設 | △ ₃ | な | し | | |
| しいたけ 乾燥施設 | 大杉 | 建 物 乾燥機 | △ ₄ | な | し | | |
| | 山川 | 建 物 乾燥機 | △ ₅ | な | し | | |

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定める。

| 鳥獣害防止森林区域 | |
|-----------|--|
| 対象林班 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156,157,158,159,160,161,162,163,164, |

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する旨を定めるものとする。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア 植栽木の保護措置

保護策の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

本町における松くい虫の被害は、近年横ばい状態ではあるが、依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。このような状況から、森林病虫害防除事業により薬剤の空中散布・被害木の伐倒駆除・樹種転換を実施することにより、被害地域の拡大防止に努め地域と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、町長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

該当無し

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、鳥取県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、琴浦町林野等の火入れに関する条例に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 森林病虫害の被害を受けている等の理由により伐採促進すべき林分
別表4のとおり

(2) その他
該当無し

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域
該当無し

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当無し

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当無し

4 その他必要な事項
該当無し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画する

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

| 区域名 | 林班 | 区域面積 (ha) |
|-------|---|--------------|
| 琴浦1区域 | 1, 2, 3, 4, 5, 9, 10, 11, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 29, 30, 31, 32, 33 | 1, 167.05 |
| 琴浦2区域 | 6, 7, 8, 12, 13, 14, 15, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63 | 1, 709.92 |

| | | |
|-------|--|----------|
| 琴浦3区域 | 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76 | 686.95 |
| 琴浦4区域 | 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137 | 1,512.61 |
| 琴浦5区域 | 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164 | 1,451.42 |

2 生活環境の整備に関する事項

現在、林業従事者の高齢化・減少化が急速に進行しており、林業従事者の養成確保が必要不可欠となっている。そのため、就労条件の整備を図ると共に、林業従事者が多様で高度な技能を修得できる機会の拡大に努め、林業従事者の確保を図る。

また、森林所有者の林業に対する意識を高めるため、部落座談会等を通じて、各林家に経営の確立・管理の推進を図ると共に、若年層等への働きかけ、林業研究グループの育成による技術の研鑽に努める。また、林産物等の導入を推進し、林家経営の安定を図る。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、安定した原木供給体制を整備し、生産及び流通体制の整備を促進し地域振興を目指す。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

現在、各種林業関係事業により野井倉（一向平）を中心に休憩施設、林間広場、遊歩道、キャンプ場、管理施設等を整備してきた。今後も都市と農村交流の場、林業林産の振興と紹介、健康増進や青少年の健全育成等、豊かな自然環境の保全と調和を図りながら、町民の憩いの場の整備を推進していく。

森林の総合利用施設の整備計画

| 施設の 種類 | 現 状 (参 考) | | 計 画 | | 備 考 |
|-----------|-----------|--------|--------|------|-----|
| | 位 置 | 対図番号 | 位 置 | 対図番号 | |
| 活性化 施設 | 野井倉 | ▽ 1 | な し | | |
| | 船上山 | ▽ 2 | | | |

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

一向平森林保全協会を中心として、木炭の窯だしや丸太橋の設置等の体験学習を通じて森林資源の循環利用の重要性について普及する。

なお、大山滝を拠点とした山開き、クリーン作戦、滝祭りといった各種イベントを実施し、自然に親しむ場を提供する。

また、県・企業・本町の三者による「とっとり共生の森」森林保全・管理協定に基づき、企業が行う森林保全活動支援を行う。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

加勢蛇川と黒川と勝田川と洗川は、本町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の集落等へ水源の森林造成に参加してもらうよう積極的に働きかけることとする。

(3) その他

該当無し

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

7 その他必要な事項

森林の整備にあたっては生物多様性等環境保全に配慮しつつ、森林の多面的機能を高度に発揮できる持続可能な森林経営を目指す。

【別表1】

| 区分 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|--|--|------------|
| 水源涵養機能森林 | 2-B, C、3-E, F、4-C, D、5-K, L、13-A, B, C、14-A, B, C、15-A, B, C, D, E、17-A, B, C, D, E, F, G, H、18-A, B, C, D、19-A, B, C, D, E, F, G, H、20-C, D, E, F、21-A, B、22-B, C, D、24-A, B, C, D, E、25-C, D, E, F, G、26-B, C, D, E、27-A, B、29-A, B, C、30-A, B, C、31-A, B, C, D, E、32-A, B, C、33-A, B, C, D、34-C, D, E、38-A, B, C、39-A, B, C, D, E, F、40-A, B, C, D, E, F, G、41-A, B, C, D, E, F, G、45-B, C, D, F, G, H, I, J, K、46-A, B, C、47-A, B, C、48-A, B、49-B, C, D, E, F, G、50-A, B、51-A、52-A、53-A、54-B, D、56-D, E, F、57-A, B, C, D, E、58-A, B、59-A, B, C, D、60-A, B、61-A, B, C, D, E, F, G, H, I、62-A, B, C, D, E, F、63-A、68-C、108-C、112-A, B, C, D、113-A, B, C, D, E、114-A, B, C, D, F, G, H、115-A, B, C, D, E, F、116-A, B, D, E, F, G、117-A, B, C, D, E, F, G、118-A, B, C, D, E, F、119-A, B、123-A, B、124-A, B, C, D, E, F, G、125-A、126-A, B, C、127-A、128-A, B、129-B、133-A, B、134-A, B, C、135-B、139-H、140-A, B, C、141-A, B、142-A, B、143-A、144-A, B, C、145-A, B, C, D, E, F、146-A, B, C、147-A, B, C, D、148-A, B, C, D, E, F, G, H、150-A, B, C, D、153-A, B, C, D, E, F, G、154-A, B, C, D, E, F, G, H、157-B, C, D、158-A, B, C、159-A, B, C, D, E, F, G, H、160-A, B, C, D, E, F, G、164-A, B | 3, 349. 81 |
| 山地災害防止機能森林 | 8-B, F、9-D、11-A, B, D, E, F, G, I、12-A, B, C, D, E、13-E, F、15-B、16-A, B, C, D、20-B, C、23-A, B, C、24-C、25-A, B、26-E、32-A, B, C、33-A、34-A, B、35-A, D, G、36-A, B, D, E, F, H, I, J、37-A, B, C, D、38-B、39-A, B, C, D, E, F、40-A, F, G、41-C、42-A、43-A, B, C, D、44-A, F, H, I、45-A, E, F, G, H, I, K、46-A, C、47-A, B, C, D、48-A, B、49-A, C、50-C, D、52-A、54-A, C、55-A, B, C, D, E, F, G, H、56-C, D、57-E、61-I、62-E、63-B, C, D, F、64-J, K、65-E、67-A, B, C、68-A, B, E, F, G、70-L, M、71-H, I、72-A, C, E、74-A, B, C、75-K、76-C, G, M、101-D、102-C, D, X、104-A, C, D, L、106-B, D, E, F, G, H、108-A, C、109-C, G、110-A, B, C、111-A, B, C、114-C, D, E, F, G、115-C, E、116-C、120-A, B、121-A, B, C、122-B、128-B、129-A, B、131-A、136-H, I, K、138-C, D, E, F、139-B, C, D, E, F, G、149-A, B、151-E、152-A、156-F, G、157-A, E、158-D、163-G, J、164-B, C | 1, 391. 54 |
| 快適環境形成機能森林 | 1-B, D、2-A、101-C、161-I、162-J, K | 13. 76 |
| 保健文化機能森林 | 20-A、22-A、65-G、127-B、131-A, B, C、132-A, B | 129. 18 |
| 木材生産機能森林 | 2-D、3-A, B, C, D、4-A, B、5-M, N, O, P, Q, R, S、6-A, B, C、7-A, B, C, D, E, F, G, H, I、8-A, C, D, E、9-A, B, C, E, F、10-A, B, C, D, E、11-C, H、12-F, G, H、13-D, G、20-B、25-H、26-A, E、34-F、35-B, C, E, F, H, I, J、36-C, G, K、37-E、42-B, C, D, E, F, G、43-E, F, G、44-B, C, D, E, G、56-A, B、63-E、64-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J、65-A, B, C, D, E, F, H, I, J, K, L, M, N, O, R、66-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K、67-D、68-D, E、69-A, B, C, D, E, F, G、70-A, B, C, E, F, G, H, I, J, K, N, O, P, Q, R, S、71-A, B, C, D, E, F, G、72-B, D、73-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S、74-D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N、75-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J、76-A, B, D, E, F, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q、101-B、102-A, B, C, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, Y、103-A, B, D, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S、104-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, M, N、105-A, B, C, D, E, F, G, H、106-A, B, C, I, J、107-A, B, C, D、108-A, B, D、109-A, B, D, E, F、110-A, D、119-C、120-B, C、121-D, E、122-A, C, D, E、135-A, C, D, E, F、136-A, B, C, D, E, F, G, J, K、137-A, B, C, D, E、138-A, B、139-A、149-B, C、151-A, B, C, D, F, G、152-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J、155-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K、156-A, B, C, D, E、161-A, B, C, D, E, F, G, H、162-A, B, C, D, E, F, G, H, I、163-A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M | 1, 676. 82 |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | 3-B、5-M, P、6-B、9-A、10-E、11-H、12-H, F, G、13-G、26-A, E、36-C, K、42-B、43-G、44-E、64-I, J, K、65-A, B, C, D, F, I, J, K、66-F, G、68-A、69-B, C, D、72-B, D、73-C, G, N, J, K, L, M, Q、75-A, G, J, E, H, F、76-O, P, Q、102-A, E, V, S, T、103-F, G, H, P, S、104-A, B, C, D, F、105-A, B, C, D, E, F, G, H、106-J, I、107-A, C、135-F、136-C、137-C、149-C、151-G、155-A, G, H, I, J, K、156-A, B, C, E、161-C, D, E, F, G、162-E, D、163-A, G, H | 551. 11 |

※ゾーニング区分の完了後、「森林の区域」欄に機能区分別に林班・小班を記載する。

【別表2】

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|--|---------------------------------------|---|------------|
| 水源涵養 機能森林 | 伐期の延長を推進 すべき森林 (標準伐期齡+10 以上) | 2-B, C、3-E, F、4-C, D、5-K, L、13-A, B, C、14-A, B, C、15-A, B, C, D, E、17-A, B, C, D, E, F, G, H、18-A, B, C, D、19-A, B, C, D, E, F, G, H、20-C, D, E, F、21-A, B、22-B, C, D、24-A, B, C, D, E、25-C, D, E, F, G、26-B, C, D, E、27-A, B、29-A, B, C、30-A, B, C、31-A, B, C, D, E、32-A, B, C、33-A, B, C, D、34-C, D, E、38-A, B, C、39-A, B, C, D, E, F、40-A, B, C, D, E, F, G、41-A, B, C, D, E, F, G、45-B, C, D, F, G, H, I, J, K、46-A, B, C、47-A, B, C、48-A, B、49-B, C, D, E, F, G、50-A, B、51-A、52-A、53-A、54-B, D、56-D, E, F、57-A, B, C, D, E、58-A, B、59-A, B, C, D、60-A, B、61-A, B, C, D, E, F, G, H, I、62-A, B, C, D, E, F、63-A、68-C、108-C、112-A, B, C, D、113-A, B, C, D, E、114-A, B, C, D, F, G, H、115-A, B, C, D, E, F、116-A, B, D, E, F, G、117-A, B, C, D, E, F, G、118-A, B, C, D, E, F、119-A, B、123-A, B、124-A, B, C, D, E, F, G、125-A、126-A, B, C、127-A、128-A, B、129-B、133-A, B、134-A, B, C、135-B、139-H、140-A, B, C、141-A, B、142-A, B、143-A、144-A, B, C、145-A, B, C, D, E, F、146-A, B, C、147-A, B, C, D、148-A, B, C, D, E, F, G, H、150-A, B, C, D、153-A, B, C, D, E, F, G、154-A, B, C, D, E, F, G, H、157-B, C, D、158-A, B, C、159-A, B, C, D, E, F, G, H、160-A, B, C, D, E, F, G、164-A, B | 3, 349. 81 |
| 山地災害防止 機能森林 快適環境形成 機能森林 保健文化 機能森林 | 長伐期施業を推進 すべき森林 (標準伐期齡×2) | 1-B, D、2-A、8B, F、9-D、11-A, B, E, F, G, I、12-A, B, C, E、13-E, F、15-B、16-A, B, C、20-B, C、22-A、23-A, B, C、24-C、25-A, B、26-E、32-A, B, C、33-A、34-A, B、35-A, D, G、36-A, D, E, F, H, I, J、37-A, D、38-B、39-A, B, C, D, E, F、40-A, F, G、41-C、42-A、43-B, C, D、44-A, F, H, I、45-A, E, F, G, H, I, K、46-A, C、47-A, B, C, D、48-A, B、49-A, C、50-D、52-A、54-A, C、55-A, B, C, D, E, F, G, H、56-C, D、57-E、61-I、62-E、63-B, C, D, F、64-J, K、65-E, G、67-A, B, C、68-A, B, E, F, G、70-L, M、71-H, I、72-A, C, E、74-B, C、75-K、76-C, G, M、101-C, D、102-C, D, X、104-A, C, D、106-B, D, E, F, G, H、108-A, C、109-C, G、110-A, B, C、111-A, B, C、114C, D, E, F, G、115-C, E、116-C、120-A, B、121-B, C、122-B、127-B、128-B、129-A, B、131-A、136-H, I, K、138-C, D, E, F、139-B, C, D, E, F, G、149-A, B、151-E、152-A、156-F, G、157-A, E、158-D、161-I、162-J, K、163-G, J、164-B, C | 1, 375. 95 |
| | 複層林施業を推進 すべき森林 | 11-D、16-D、20-A、37-B, C、43-A、74-A、104-L、121-A | 73. 97 |
| | 複層林施業を推進 すべき森林 (択伐によるものを除く) | 36-B、50-C | 13. 15 |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | | |
| | 禁伐 | 12-C, D, E、131-B, C、132-A, B | 71. 41 |
| | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | | |

※「森林の区域」欄に、別表1の中から特定の施業方法を行う林班・小班を記載する。

【別表3】

(単位 延長：km、面積：ha、蓄積：m³)

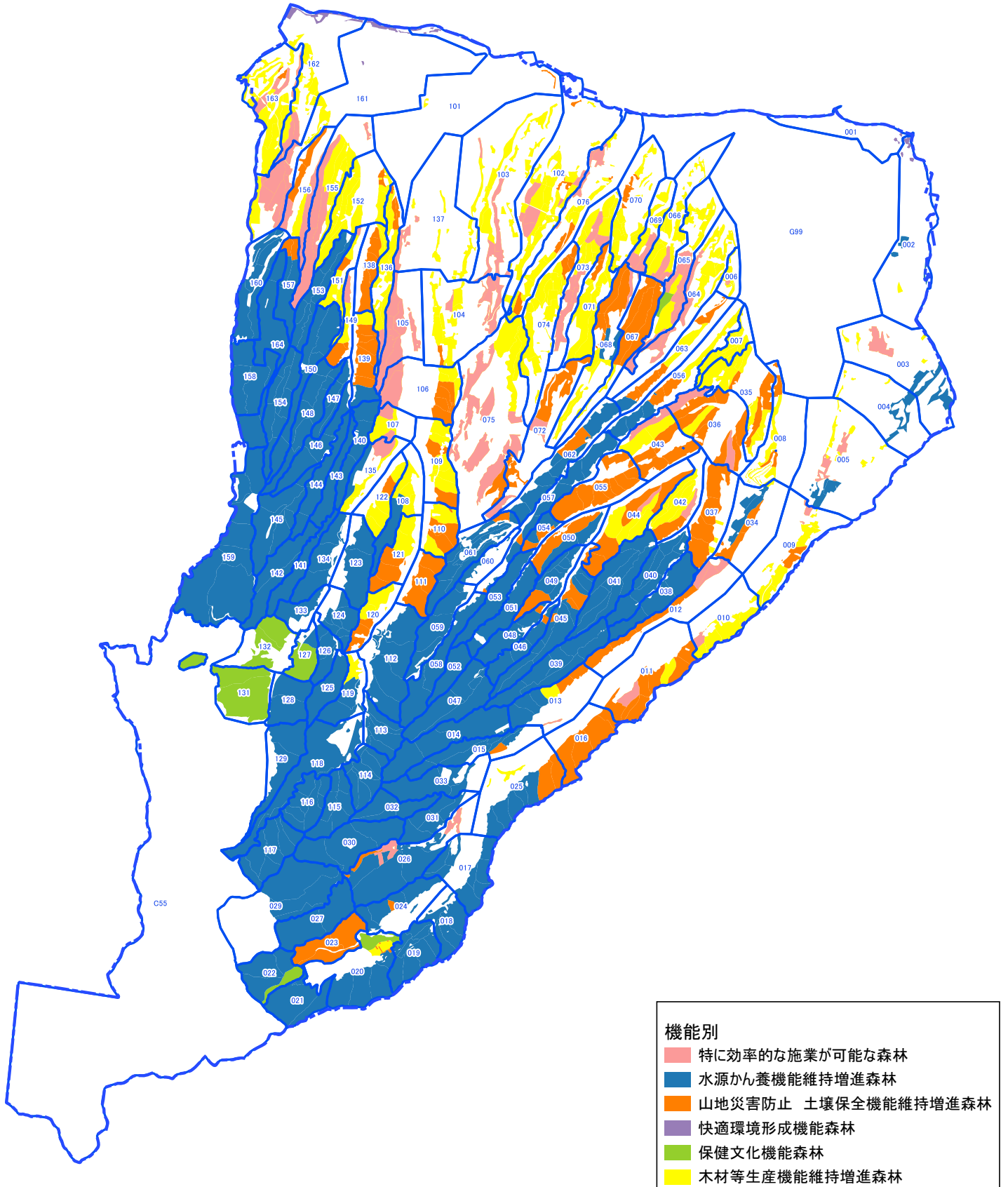
| 開設 ／ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町村) | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区 域面積 | 前半5カ年 の計画箇所 | 備考 |
|---------------|------|----|-------------|-------|--------------|------------|----------------|-------|
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 大父一向平 | 300m - 1箇所 | 262ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 福永 | 200m - 1箇所 | 139ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 美好 | 300m - 1箇所 | 46ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 市倉 | 400m - 1箇所 | 174ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 帽子取 | 400m - 1箇所 | 69ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 八反田 | 400m - 1箇所 | 64ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 宮谷 | 600m - 1箇所 | 97ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 金屋 | 600m - 1箇所 | 35ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 河内谷 | 400m - 1箇所 | 43ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 七山 | 400m - 1箇所 | 67ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 納谷 | 200m - 1箇所 | 70ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 志古谷 | 700m - 1箇所 | 141ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 大徳谷 | 200m - 1箇所 | 88ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 中ノ谷 | 200m - 1箇所 | 46ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | おいこ谷 | 200m - 1箇所 | 77ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | ホソ谷 | 200m - 1箇所 | 36ha | | 森林管理道 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 琴浦町 | 大籐 | 700m - 1箇所 | 137ha | | 森林管理道 |
| 拡張 | 舗装 | | 琴浦町 | 三本杉 | 2,000m - 1箇所 | 224ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 琴浦町 | 七山 | 500m - 1箇所 | 67ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 琴浦町 | 福永 | 1,400m - 1箇所 | 139ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 琴浦町 | 福永 | 500m - 1箇所 | 139ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 琴浦町 | 市倉 | 1,500m - 1箇所 | 174ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 琴浦町 | 勝田 | 1,900m - 1箇所 | 60ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 琴浦町 | 勝田 | 1,900m - 1箇所 | 60ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 琴浦町 | 勝田川 | 700m - 1箇所 | 35ha | | その他 |
| 拡張 | 改良 | | 琴浦町 | 大父 | 2,000m - 1箇所 | 155ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 琴浦町 | 大父 | 1,500m - 1箇所 | 155ha | | その他 |
| 拡張 | 舗装 | | 琴浦町 | 乳母谷 | 500m - 1箇所 | 13ha | | その他 |

別表4

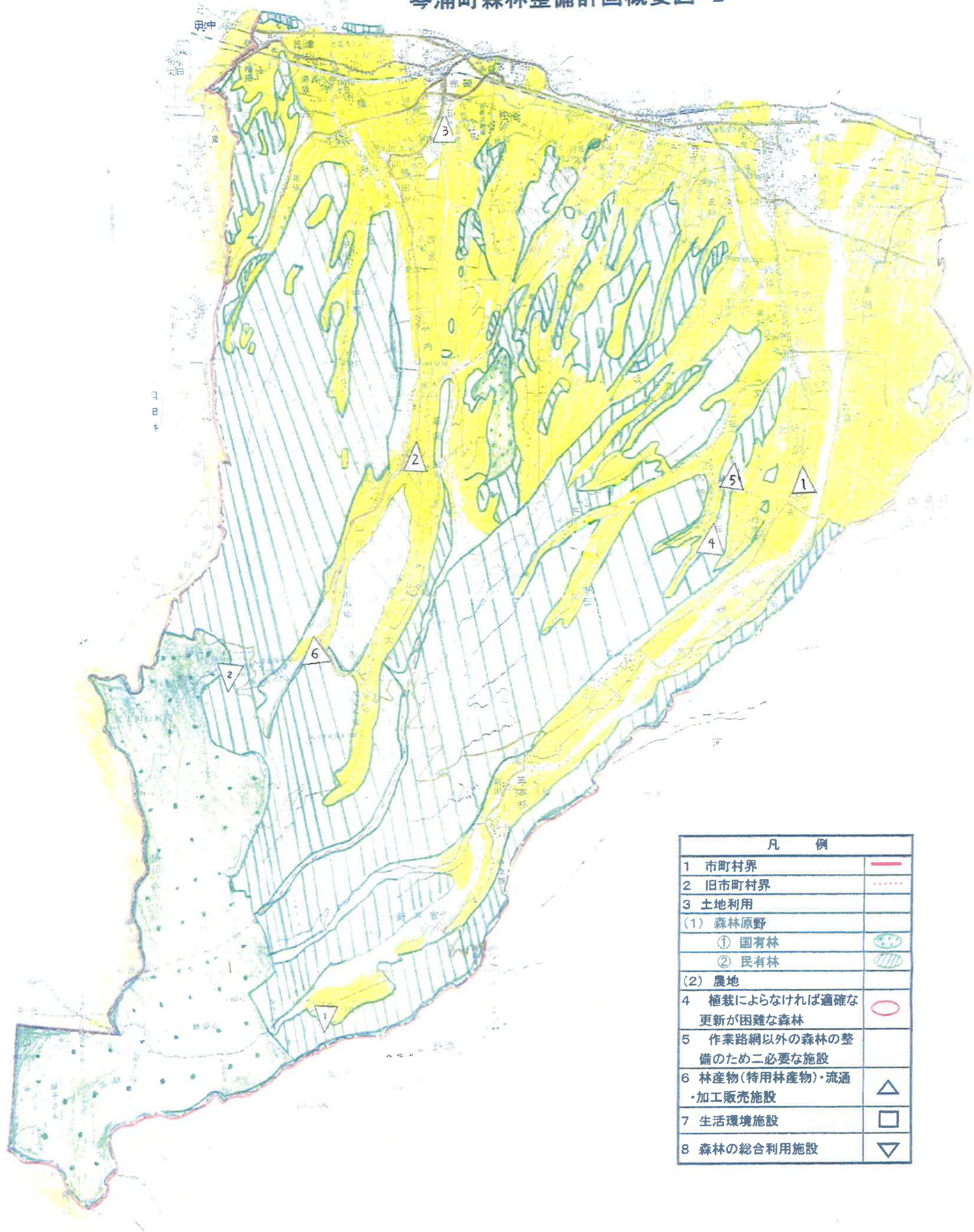
| 森 林 の 区 域 | 保護を促進すべき理由 |
|---|---------------------------|
| 5-K,6-C,7-A,D,E,F,9-C,F,10-A,B,C,D,11-B,C,D,E,F,G,12-A,B,C,D,E,F,13-D,EF,16-A,C,D,25-D,34-A,B,C,D,E,35-A,C,D,E,H,36-A,B,C,F,G,37-A,B,C,D,E,38-A,C,39-A,B,C,E,40-A,B,C,D,E,F,G,41-A,B,C,D,E,F,G,42-A,B,C,D,E,F,G,43-C,A,B,C,D,E,F,G,H,I,45-D,E,F,G,H,I,46-A,C,47-D,49-A,B,D,G,50-A,B,C,D,51-A52-A,53-A,54-A,C,D,55-A,B,C,D,E,F,G,56-E,F,57-A,B,C,D,E,60-A,B,61-B,C,D,E,F,G,H,162-A,B,C,D,E,F,63-A,B,C,D,E,F,64-A,B,D,E,F,G,H,I,J,L,65-F,G,K,O,66-B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,67-A,B,C,D,68-A,B,C,D,E,F,G,69-B,C,D,E,F,70-A,C,G,J,L,M,71-A,B,C,D,E,F,72-A,B,73-C,D,Q,R,74-A,F,G,H,I,J,KL,N,75-B,C,D,E,G,H,J,K,76-A,B,D,F,G,H,I,O,P,Q,104-H,J,K,M,105-A,B,C,D,G,H,106-A,C,D,E,F,G,H,I,J,107-B,C,D,108-B,C,D,109-B,C,D,E,F,110-A,B,C,D,111-A,B,C,112-B,C,119-B,C,120-A,B,C,121-B,C,D,122-A,B,C,D,E,123-A,B,124-A,B,C,D,E,F,G,125-A,126-A,B,C,127-A,B,133-B,134-A,B,C,135-B,C,D,E,F,136-A,B,C,D,E,F,G,K,137-B,C,D,138-E,139-A,B,C,D,E,F,G,H,140-A,B,C,141-B,142-A,B,143-A,144-A,B,C,145-A,B,C,D,E,F,146-A,B,C,147-A,B,C,148-A,B,C,F,G,H,149-A,B,C,150-A,B,C,D,151-A,B,C,D,E,G,152-A,B,C,D,E,G,H,I,J,153-A,B,C,D,E,F,G,154-A,B,C,D,E,F,G,155-B,C,E,F,G,H,I,J,K,156-A,B,C,D,E,F,G,157-A,B,C,D,E,158-A,B,C,159-AB,D,E,G,160-A,B,C,E,F,G,164-A,B,C | 松くい虫の被害を受けており、被害の拡大を防止する。 |

※ ただし病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合については、ここで定める森林以外の森林であっても伐採することにつき個別に町長が判断するものとする。

琴浦町森林整備計画概要図

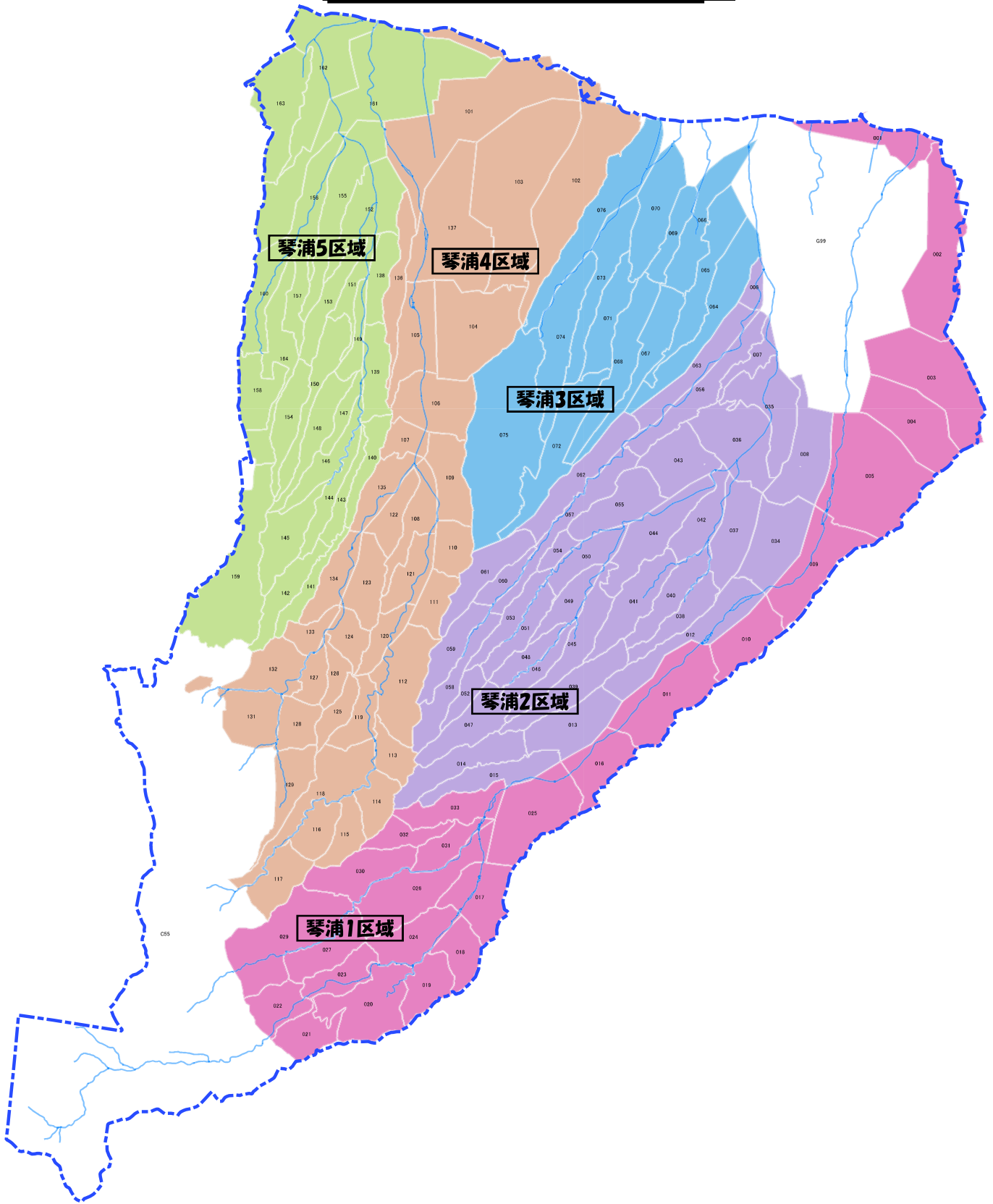


琴浦町森林整備計画概要図 2



| 凡 例 | |
|------------------------|-------|
| 1 市町村界 | — |
| 2 旧市町村界 | |
| 3 土地利用 | |
| (1) 森林原野 | |
| ① 国有林 | |
| ② 民有林 | |
| (2) 農地 | |
| 4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 | |
| 5 作業路網以外の森林の整備のため必要な施設 | |
| 6 林産物(特用林産物)・流通・加工販売施設 | |
| 7 生活環境施設 | |
| 8 森林の総合利用施設 | |

区域图



琴浦町鳥獣害防止森林区域

